

気候変動に関する最近の国際動向

平成18年7月
環 境 省

概要

- 次期枠組みの検討に関連する動向
 - UNFCCCプロセス
 - 気候対策に関する南アフリカ閣僚非公式対話
- 中長期目標の検討に向けた動き
- 条約・議定書交渉における他の要素
 - 適応
 - 技術移転
 - CCS(炭素貯留・回収)
- その他の国際的取組について
 - G8グレンイーグルズ対話プロセス
 - アジア太平洋パートナーシップ(APP)
 - ロンドン条約・96年議定書
- 今後の予定

次期枠組みの検討に関連する動向

1. UNFCCCプロセス
2. 気候対策に関する南アフリカ閣僚非公式対話

将来の行動に関する我が国の意見提出

京都議定書第3条9項に基づく検討については、3月15日に、
長期的協力のための行動の対話については、4月15日に意見を提出。

【ポイント】

- 時代は急速に変化している。長期的には、経済・技術の進歩により先進国・途上国とも現在とはかなり異なる状況におかれることを認識しなければならない。
- UNFCCCを補完する各種取組が活発化し(G8、APP等)、気候変動はより重層的な議論となった。
- 枠組条約はこの変化に対応し、また長期的に世界のおかれるであろう状況を考慮に入れて、将来に責任を負うシステムでなければならない。
- 条約第2条の究極目的の実現に向けて取り組むことが要請されており、その観点から、今後の取組のあり方を議論していくべき。
- そのためにも、長期目標とそれを達成するための道筋に関する合意(agreement)に向けた議論、並びに削減ポテンシャルや削減能力(capability)に関する共通認識、そのための科学的知見の共有が必要。そのために日本は、具体的な目標のあり方も含め、中長期目標を検討中。
- 長期的な気候変動対策のためには、すべての国がその能力に応じ排出削減に取り組むことを可能とするとともに、主要排出国による最大限の削減努力を促す実効ある枠組みを構築することが重要。そうした実効ある枠組みを実現するためには、先進国の努力だけでなく、時代の変化に合わせたより新しいビジョンとコンセプトが必要。促進的な空気(enabling culture)が必要。
- また、この観点から、長期的協力のための行動の対話は京都議定書3条9に規定された第一約束期間後の期間に係る約束の検討や、議定書9条に規定された条約と連動した議定書のレビューと一体的に議論が進められていくべき。

UNFCCCプロセス: 長期的協力の行動に関する対話

• 条約の下での対話(5月15~16日/ボン)

※将来の交渉、約束、プロセス、枠組み、マンデート等を予断しないことが前提

<概要>

- 共同議長には、豪(バムジー環境遺産省次官)と南ア(デ・ヴェット外務省主任法律顧問)が選出され、約190の参加国及びオブザーバーが参加した。
- 我が国参加者: 西村気候変動担当政府代表、小島環境省地球環境審議官、岩田経済産業省大臣官房審議官他。

<結果>

- 先進国は、条約の究極目的の達成に向けた連帯した取組を強調した。
- 途上国は一貫して、将来の削減義務への幅広い参加の検討には応じられないこと、先進国の資金援助や技術移転が不十分であること等の従来の主張を繰り返し、今後の将来枠組みの議論の厳しさが予見された。

UNFCCCプロセス:アドホック・ワーキンググループ

- 先進国の第二約束期間の削減目標の交渉(AWG)
(5月17日~25日/ボン)

<概要>

- COP/MOP1の決定を下に開催
- マイケル・ザミット・クタヤール元UNFCCC事務局長(マルタ)が議長に、ルイス・マシャード外務省局長(伯)を副議長に選出。
- 我が国参加者:西村気候変動担当政府代表、小島環境省地球環境審議官、岩田経済産業省大臣官房審議官他。

<評価>

- 先進国が、科学的な分析、現実的な削減ポテンシャル、現在の取組状況の評価等を早急に行い共通認識を形成することや、他の検討プロセスとの連携が重要であることを強く主張した。
- 結果、上記内容が将来の作業計画に盛り込まれ、情報交換を進めることや、検討すべき事項の参考 リストを今回の会議報告に添付すること等について合意した。

非公式対話の開催

- 気候対策に関する南アフリカ閣僚非公式対話

＜概要＞

- 日時／場所：6月18～21日
- 目的：主要21か国の環境大臣等が一堂に会し、自由な議論を通じて、将来の気候変動対策に関する相互理解を更に深めるもの。

＜結果＞

- 我が国からは、条約の究極目的の実現に向けて、主要排出国による最大限の削減努力を促す実効ある枠組みを構築することの重要性などを呼びかけた。
- 気候変動問題は、すべての国が連携して取り組むべき重要課題であり、具体的な行動が必要であるとの認識が再確認され、対策の一層の推進に向けて成果を得ることができた。

中長期目標の検討に向けた動き

AWG: 将来の作業計画

- AWG1では、以下を主な内容とする作業計画が採択された。
 - 先進国が本グループの作業に関する様々な情報を提出していくこと
 - 気候変動の科学や温室効果ガス削減ポテンシャルについての分析等を基礎として、全締約国間での共通認識の形成に向けて議論していくこと
 - 条約及び議定書のプロセスとの連携を保ちつつ、検討を進めていくこと
- 計画の末尾には、議長が作成した、AWGの作業に関連があるかもしれないトピックのリストが添付された。

条約の究極目的の実現に向けた、科学的な分析、現実的な削減ポテンシャル、現在の取組状況の評価等

添付リスト(Annex):

• 更なる約束が目指すレベル (level of ambition) を定めるための科学的基礎

- GHG濃度安定化シナリオ
- 影響及び適応コスト
- 各シナリオの下での悪影響(リスク)
- その他

• 附属書 I 国のGHG排出傾向及び削減ポテンシャル

- GHG排出トレンドとその社会経済要因
- 政策・技術のポテンシャル
- 排出削減のコストとベネフィット
- セクター分析と国際競争力への影響

• 京都議定書の実施によって得られた経験・教訓

- インベントリーのリビュー
- 対策・施策の効果
- 柔軟性メカニズムの効果
- 明らかな進捗

• 附属書 I 国の更なる約束の構造

- 約束期間
- セクター・排出源のリビュー
- 差異化と負担分担
- 数値約束を補完する手段の可能性
- 柔軟性メカニズムの貢献
- 技術移転の更なるインセンティブ

• 法的事項

- 附属書B改正のスコープ
- 附属書B改正が効果を発揮するために必要な、改正を要する議定書上の要素
- 附属書B改正の発効
- 約束期間間のギャップの回避

日英共同研究プロジェクト

本年2月16日、環境省と英国環境・食糧・地方開発省（DEFRA）は、共同で科学的
研究プロジェクト「低炭素社会の実現に向けた脱温暖化2050プロジェクト」を発足

→ 本年6月、第1回国際ワークショップを開催

共同研究の目的

- (1) 科学的な知見に基づいて低炭素社会 (Low Carbon Society; LCS)に向けて大幅な温室効果ガスの削減が必要となることの理解を深めること
- (2) 世界各国の国別の低炭素社会 (LCS)実現シナリオをレビューすること;
- (3) 低炭素社会 (LCS)のイメージを共有すること
- (4) 地球規模で調和のとれた低炭素社会 (LCS)を実現するために、各国がとるべき道筋を具体的な行動と変革(制度、技術、生活スタイル)の積み上げによって明らかにすること
- (5) ボトルネックとなる問題、早期に解決することが必要な問題を特定すること
- (6) 低炭素社会 (LCS)実現に向けた国際的な研究協力の構築に寄与すること

低炭素社会の実現に向けた脱温暖化2050プロジェクト

<研究内容の概要>

- 脱温暖化2050研究は、地球環境研究総合推進費により、独立行政法人国立環境研究所が中心となって平成16年度から実施。日本における中長期脱温暖化対策シナリオを構築するために、技術・社会イノベーション統合研究を行い、2050年までを見越した日本の温室効果ガス削減のシナリオとそれに至る環境政策の方向性を提示するもの。技術・制度・社会システムなどを横断した整合性のある実現性の高い中長期脱温暖化政策策定に貢献。また、経済発展と両立した脱温暖化社会に到る道筋を提言することで研究者以外の人々の脱温暖化政策への関心を高め、社会システム・ライフスタイルの改善に役立つよう情報を発信する。

<http://2050.nies.go.jp/index.html>

条約・議定書交渉における他の要素

1. 適応
2. 技術移転
3. CCS

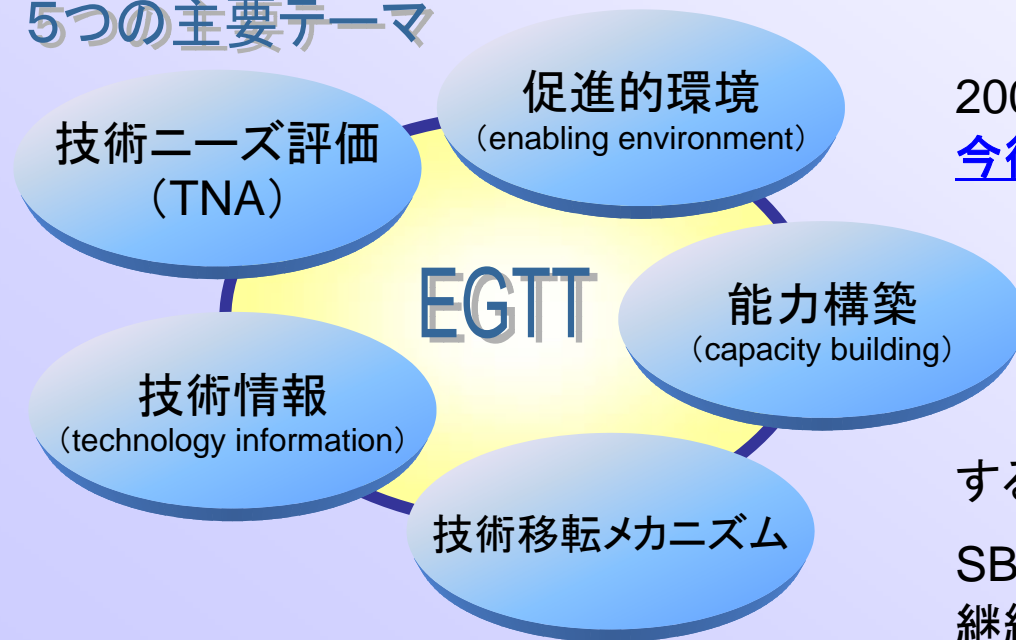
適 応 (SB24での議論の概要)

- COP11で決定された「気候変動の影響、脆弱性及び適応に関する5カ年作業計画」については、科学技術的な情報について理解を深めるため、計画の前半（今後2年間）の具体的作業の進め方について交渉が行われた。限られた人的・財政資源の中で効率的に作業を実施すべきとする先進国と、IPCCなど他の関連する取組みとは別に、補助機関(SBSTA)が独自の評価方法の開発まで行うべきなど、本作業計画に多くの期待を寄せる途上国との間で意見が対立し、SBSTA25(第25回補助機関会合)で議論を継続することとなった。
 - CDMプロジェクトの利益の一部(2%)等により運用されることとなっている「適応基金」については、同基金を管理する機関の選定基準などが論点となり、実績のある地球環境基金(GEF)が最適であると主張する先進国と、手続きの透明性や複雑さの点からGEFに異議をとなえ、予断を排してより多くの機関の中から選択すべきと主張する途上国グループが対立した。この結果、COP/MOP2までに、候補となる機関から意見を聴取することで合意された。
- 適応について進展することはCOP12・COP/MOP2(ナイロビ)での主要課題の一つ

技術移転

2001年 マラケシュ合意(COP7決定4)により、技術移転に関する枠組みを構築し、技術移転に関する専門家グループ(EGTT: Expert Group on Technology Transfer)を設置。COP7決定4では、2006年のCOP12においてEGTTを見直すことを規定。

5つの主要テーマ



SB24での議論の概要

2006年5月にEGTTが提出した見直し案では、今後も5つの主要テーマを柱とし、新事項の

- 適応に関する技術を横断的事項に、
- 「革新的な資金供与の仕組み」を新たに技術移転メカニズムの中に追加

することなどを勧告。

SB24では、これを全体として歓迎し、議論を継続することとなった。

➡ EGTTの見直しに関するCOP12決定へ

CCS(炭素回収・貯留)の技術

- IPCC特別報告書の概要や数々の経験・教訓を通して、CCSに関する理解を深めることを目的に、SBSTA23決定に基づきSB24で開催。

(1) CCSに関するワークショップ(2006年5月20日)

- 7つのテーマ(①CCS技術の概要、②実証・パイロットプロジェクトからの経験、③NGOのCCS展望、④CCS技術の開発・普及、⑤キャパシティビルディング、⑥インベントリ、規制・法的側面、⑦CCSのリスク)について発表が行われた。

- 様々な視点から意見が出された:

- 個々のCCS技術は既に確立されている、適切な貯留サイトを選定すればリーケージを防ぐことができる(アメリカ、オーストラリア)
- コストの削減や法的側面、経済インセンティブ、社会の理解等が今後の課題(企業)
- CCSは排出削減の緊急性に答えるものではなく、再生可能エネルギーの推進が重要(NGO)

CCS(炭素回収・貯留)によるCDM

(2) CCSによるCDMに関するワークショップ(2006年5月22日)

- ・CCSをCDMプロジェクト活動として含めることについて議論することが目的。
- ・事前に、締約国からの意見書及びパブリックコメントを募集。
- ・CDMとすることに対する考えは様々：
 - CDMとして有望な選択肢。CDMの基本的な原則(バウンダリー、リーケージ、永続性等)に整合する限りにおいて認めるべき。(EU、カナダ、ノルウェー)
 - まずは現行のCDMの排出削減プロジェクトに適用される様式・手続きの下で技術的な検討を行うべき(日本)
 - CCSについての知識と理解が欠落している、CDMとして認めるには慎重な検討が必要(ブラジル、バングラデシュ)
 - 海洋隔離は環境上のリスクがあるためCCSは地中貯留のみに限定すべき(慎重派NGO)
 - 永続性(漏洩しないこと等)は重要な問題であるが適切なサイトに貯留されたCO₂の保有率は1000年以上経っても99%(推進派NGO)

その他の国際的取組について

1. G8プロセス
2. APP
3. ロンドン条約

G8 グレンイーグルズ対話

◆ G8気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する対話(2005年11月)

- ・G8及び中国、インド、ブラジル、南ア、メキシコ等主要20カ国及び世銀、IEAが参加。
 - ・2008年のG8サミット(議長国:日本)に報告される。
 - ・第1回対話(2005年11月1日、於:ロンドン):
 - － 低炭素社会の実現に向けて国際協力を更に進めていくための具体的な方策について議論
 - － 気候変動問題は、世界が協力して取り組んでいくべき極めて重要な課題であり、エネルギー政策や経済政策との一体的な検討が不可欠であることを再確認
- など

◆ 第2回G8対話(2006年秋頃)

- ・次回のG8対話は2006年秋頃にメキシコで開催される予定。
- ・グレンイーグルズ行動計画から、世銀、IEAに対して調査・検討※を要請:
 - 作業の進捗状況について、報告がなされる予定。
- ・政府担当レベルで、①技術の開発・移転、②市場メカニズム、③適応のテーマを中心に議論が進められている。

※ (参考)グレンイーグルズ・サミット成果文書「気候変動、クリーン・エネルギー、持続可能な開発」より:

11.我々は、国際エネルギー機関(IEA)と世界銀行を含む、適切なパートナーシップ、機関及びイニシアティブと協力する。

(a)IEAは、代替エネルギー・シナリオ及びクリーンで、賢明かつ競争力のあるエネルギーの将来に向けての戦略について助言を行う。

(b)世界銀行は、投資及び融資を含む、クリーン・エネルギーと開発への投資のための新しい枠組みの創設につき指導的役割を担う。

アジア太平洋パートナーシップ (APP)

日米豪韓中印の政府・民間企業が参加し、技術開発・普及・移転を通じたエネルギー需要、エネルギー安全保障、気候変動問題への対処を行うことを目的としたパートナーシップ。京都議定書を補完するもの。

- 最近の活動
 - 2006年1月 第1回閣僚会議
第1回政策実施委員会
(豪州シドニー)
- ↓
- 2006年4月 第2回政策実施委員会
・タスクフォース(TF)会合(米国バークレー)

○APPによる活動全体の方針を決定する政策実施委員会では、資金及びフラッグシッププロジェクトのあり方を検討

○分野ごとに設置されたタスクフォースでは8月を目途にアクションプランを策定し、協力内容の具体的提案を行った。

APPを構成するPICと各TF

政策実施委員会 (PIC)

よりクリーンな化石エネルギーTF

再生可能エネルギーと分散型電源TF

発電及び送電TF

鉄鋼TF*

アルミニウムTF

セメントTF*

石炭TF

建物及び電気機械TF

*印は日本が議長国

ロンドン条約

二酸化炭素がロンドン条約上の規制の対象となる廃棄物に当たるか否かについて、1999年の第21回締約国会議から継続して議論されてきている。

(1) 96年議定書改正

- ・ 本年4月には、法的な観点からの検討を行うため、条約締約国会議会期間会合（以下、「会期間会合」）が開催され、96年議定書附属書 I（投棄可能な廃棄物リスト）に二酸化炭素を追加することの可能性が示唆された。
- ・ 本年4月末、オーストラリア、ノルウェー、フランス及びイギリスの共同提案により、96年議定書附属書 I（投棄可能な廃棄物リスト）に二酸化炭素を追加する附属書改正案が提出されており、本年10月に開催される第1回議定書締約国会議において検討される予定（96年議定書は本年3月24日に発効した）。

(2) 環境影響評価に係る技術的側面

- ・ 本年6月に開催されたロンドン条約科学者会合では、議定書改正に先立ち、既存の廃棄物評価ガイドライン（環境影響評価の実施に係るポイント）を基本的な骨格として、二酸化炭素海底下地層隔離にかかる廃棄物評価ガイドラインが検討され、素案が作成された。我が国は、第7章「影響評価」についてリード国として素案作成を担当することとなり、今後も、各国からのコメントをもとに素案改訂作業に貢献することとなった。今後、関係者間でさらに検討が行われ、本年10月には議定書締約国会議に先立ち再度会期間会合が開催され、本件について議論されることとなった。更に、次回科学者会合（2007年5月目途）でまとまる見通し。

(参考) ロンドン条約・96年議定書について

○ロンドン条約(1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約)

陸上発生 of 廃棄物等の投棄による海洋汚染の防止を目的とし、船舶からの廃棄物の海洋投入について、禁止又は許可を要するものと位置づけ。我が国では、同条約の定めるところを「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に盛り込み、廃棄物の海洋等入処分等を適切に管理。

○96年議定書(1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書)

ロンドン条約の規制内容を更に強化することを目的とし、海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止とし、海洋投棄を検討できるものを限定列挙する方式を採用(附属書Ⅰ)、海洋投棄する場合にはその影響の検討等に基づいて許可を発給すること(附属書Ⅱ)を明確化。

今後の国際交渉の予定

2006

5月 第24回補助機関会合(SB24)
・3条9項に基づく附属書 I 国の約束
・米国や途上国を含む長期的協力に
関する対話

7月 議長:ロシア
・エネルギーが主要議題

1月 APP: 第1回閣僚会合
・正式発足(憲章等)
・8つの分野でタスク
フォースを設置

11月 COP12・COP/MOP2 (ケニア)
・9条に基づく議定書レビュー
(条約見直しと連動)
・3条9項の検討、長期的協力の対話
・技術移転に関する専門家グループの見直しetc.

秋頃 G8対話(メキシコ)

8月 APP/TFのアクションプラン

2007

11月 COP13・COP/MOP3 (アジア)
・長期的協力の対話の結果報告

議長:ドイツ

秋 IPCC: 第4次評価報告書
・より多くの論文をレビュー
最新の影響や将来予測
が報告される見込み

2008

11-12月
COP14・COP/MOP4 (中東欧)

議長:日本
・G8対話の結果を報告